

第2号様式（第2条関係）

危険物製造所等設置（変更）不許可通知書

第 号

設置の種類	
設置者	住所または事務所の所在地
	氏名または名称
設置場所	
申請 年 月 日	
不許可理由	
<p>上記の理由により許可しないので通知します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">八戸地域広域市町村圏事務組合 管理者 印</p>	
<p>教示</p> <p>1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において八戸地域広域市町村圏事務組合を代表する者は八戸地域広域市町村圏事務組合管理者となります）。なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	